

国立大学法人京都大学役員会規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学役員会規程</b> (平成16年達示第2号)</p> <p>(前 略) (審議事項)</p> <p>第3条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標についての意見(国立大学法人京都大学が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び<u>年度計画</u>に関する事項 (2)～(6) (略) (後 略)</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第3条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標についての意見(国立大学法人京都大学が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項 (2)～(6) (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学経営協議会規程</b> (平成16年達示第3号)</p> <p>(前 略) (審議事項)</p> <p>第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) (略) (2) 法人の経営に関する中期計画及び<u>年度計画</u>に係る事項 (3)～(7) (略) (後 略)</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) (同 左) (2) 法人の経営に関する中期計画に係る事項 (3)～(7) (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教育研究評議会規程</b> (平成16年達示第4号)</p> <p>(前 略) (構成)</p> <p>第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。 (1)～(7) (略) (8) フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、学術情報メディアセンター及び<u>こころの未来研究センター</u>の長 (9)・(10) } (略) 2・3 } (審議事項等)</p> <p>第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) (略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。 (1)～(7) (同 左) (8) フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、学術情報メディアセンター及び<u>ヒト行動進化研究センター</u>の長 (9)・(10) } (同 左) 2・3 } (審議事項等)</p> <p>第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(2) 教育研究に関する中期計画及び年度計画に係る事項</p> <p>(3)～(13) } (略)</p> <p>2 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学部局長会議規程</b> (平成16年達示第5号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1)～(7)</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、<u>こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの</u> 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長、オープンイノベーション機構長及び国際戦略本部長</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(2) 教育研究に関する中期計画に係る事項</p> <p>(3)～(13) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1)～(7)</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、<u>野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの</u> 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、<u>学生総合支援機構長</u>、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長、オープンイノベーション機構長、<u>国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</u></p> <p>(10)・(11) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>